

広報くまむら災害臨時お知らせ版 第1号

災害に伴い発行部数を少なくしています。周りの人に広くお知らせください。また、掲載する情報は事情により変更する可能性があります。ご了承ください。次回のお知らせは7月15日の予定です。

令和2年7月14日発行

【編集と発行】

球磨村総合運動公園さくらドーム内
球磨村災害対策本部広報 ☎(32)1111

この度の災害でお亡くなりになられた方に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被害にあわれた多くの皆様方にお見舞いを申し上げます。

また、ライフラインが寸断される中、不自由な生活を強いられている皆様には重ねてお見舞い申し上げます。

7月10日時点で想定床上浸水が470棟、想定床下浸水が20棟（どちらも推定）が住宅被害を受け、国道に架かる橋梁は球磨橋、大野大橋以外は崩壊し、尊い23名の命が奪われ（7月13日時点）、球磨村はかつてない大惨事となりました。本村では災害対策本部を7日に球磨村総合運動公園さくらドームに移し対策に当たっていますが、ライフラインの復旧、支援物資、役場業務などすべてに手が回らず皆様にはご不便をおかけしております。また、各所でのボランティア、消防団、教職員、各集落の皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

現在災害対策本部には、自衛隊、警察、消防、他県応援職員、医療関係者などが集まり早急な災害復旧に努めています。行き届かないところも多いにありますが皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

「令和2年7月豪雨に係る安否情報確認等コールセンター」について

熊本県で、「令和2年7月豪雨に係る安否情報確認等コールセンター」が開設されました。安否状況を確認したい場合は、以下の連絡先までお問い合わせください。

○コールセンターの概要

電話番号：096（333）2034

対応時間：8時30分～17時15分（土日祝日含む）

○コールセンターの業務

行方不明者等安否確認について

九州電力からのお知らせ

令和2年7月の大雨の影響で被災されたお客様に、電気料金等の特別措置についてお知らせします。

1. 電気料金のお支払い延長
電気料金の支払い期日を1か月延長します
2. 不使用月の電気料の免除
被災日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。
3. 工事費負担金の免除
2021年1月末までの間、家屋再建のための工事費負担金を免除します。
4. 臨時工事費の免除
2021年1月末までの間、臨時に電気を使用される場合には、臨時工事費を免除します。
5. 基本料金の免除
電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2021年1末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。
6. 諸工料の免除
2021年1月末までの間、引込線、計量器などの取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

特別措置の適用によりお手続きが必要です。詳しい内容については、最寄りの営業所までお問い合わせください。

なお、お手続きには、罹災証明などの被害状況が確認できるものが必要となります。

問い合わせ

九州電力 人吉営業所 ☎0120（986）608

球磨村被災者無料入浴証明書が利用できる温泉施設

利用する場合は、「被災者無料入浴証明書」の提示が必要です。お近くの避難所受付にてお越しください。

○受け取れる避難所一覧○球磨村総合運動公園「さくらドーム」（災害対策本部）、球磨村コミュニティーセンター「清流館」（球磨村役場となり）球磨村福祉センター「せせらぎ」、田舎の体験交流館さんがうら、人吉市立第一中学校体育館避難所（人吉市）、旧多良木高校避難所（多良木町）

【利用できる施設】（球磨村、人吉市、錦町のみ掲載）

施設名	営業時間等
一勝地温泉かわせみ（球磨村一勝地）	午前10時～午後7時
願成寺温泉（人吉市願成寺町）	午前6時～午前10時／午後1時～午後11時
桃李温泉季の杜石庭（人吉市矢黒町）	午前11時～午後5時※証明書による利用
いわい温泉 さ蔵（人吉市西間下町）	午前7時～午後11時
華まき温泉（人吉市下原田町）	午前10時～午後10時
錦ヒルトップ 通天の湯（錦町西）	午前10時～午後10時

球磨村管内におけるライフラインの復旧状況について令和2年(2020年)7月13日12時時点									
1. ライフラインの復旧状況について									
番号	行政区	班名	ライフライン				携帯電話の通信状況		
			当該エリアまで 車両移動が可能 かどうか※○： 一般車両通行可 △：関係車両の み通行可 ×：通行不可	電気	簡易給水 エリア (飲用不 可)	NTT回線	docomo (7/10 9時時点 HPから)	au	softban k
1	1区	内布	○	○	○	×	○	○	○
2		山口	○	○	×	×	○	○	○
3	2区	地下	○	○	×	×	○	○	○
4		今村	○	○	×	×	○	○	○
5	3区	峯	○	○	○	×	○	○	○
6		島田	○	○	×	×	○	○	○
7		水篠	○	○	×	×	×	×	×
8		糸原	×	○	×	×	×	×	×
9	4区	立野	×	○	×	×	×	×	×
10		境目	×	△	×	×	×	×	×
11		大槻	×	×	×	×	×	×	×
12		小川	○	○	×	×	○	○	○
13	5区	舟戸	○	○	×	×	○	○	○
14		茶屋	○	○	×	×	○	○	○
15		椎屋	△	○	×	×	○	○	×
16		岡	×	×	×	×	×	×	○
17		浦野	×	×	×	×	×	×	×
18	6区	板崎	×	×	×	×	○	×	○
19		中園	△	×	×	×	○	○	○
20		田頭	△	×	×	×	○	○	○
21		馬場	×	○	×	×	○	○	○
22		蔵谷	×	×	×	×	×	×	×
23		坂口	×	×	×	×	×	×	×
24	7区	高沢	×	×	×	×	×	×	×
25		横井	×	×	×	×	×	×	×
26		沢見	×	×	×	×	×	×	×
27	8区	友尻	△	○	×	×	○	○	○
28		宮園	△	○	×	×	○	○	○
29		橋詰	△	○	○	×	○	○	○
30		野々原	△	○	×	×	○	○	×
31		中屋	△	○	○	×	○	○	○
32	9区	中津	△	○	○	×	×	○	○
33		黄檗	△	○	○	×	×	×	×
34		吐合	△	○	○	×	○	○	○
35		日隠	△	○	○	×	×	○	○
36		中渡	△	○	×	×	×	○	×
37	10区	岳本	△	○	×	×	×	○	○
38		黒白	△	○	×	×	×	×	×
39	11区	柳詰	△	○	○	×	○	○	○
40		松舟	△	○	○	×	○	○	○
41		田代	△	○	×	×	×	×	×
42		池下	△	○	○	×	○	○	○
43	12区	淋	×	×	×	×	○	○	○
44		向淋	△	×	×	×	○	○	○
45		大坂間	×	×	×	×	×	×	×
46		告	×	×	×	×	×	×	×
47		松本	×	×	×	×	×	×	○
48		小谷	△	×	×	×	○	○	×
49	13区	大無田	△	○	○	×	×	○	○
50		大久保	△	○	×	×	×	○	○
51		鶴口	△	○	×	×	×	×	○
52		千津	△	○	×	×	×	×	○
53	14区	松谷	△	○	×	×	○	○	○
54		那良	△	○	×	×	○	○	○
55		那良口	△	○	×	×	○	○	○
56	15区	毎床	△	○	×	×	×	○	○
57		俣口	△	○	×	×	×	×	×
58		茂田	△	○	×	×	×	×	×
59		遠原	△	○	×	×	×	○	×
60	16区	部	△	×	×	×	×	○	○
61		和田	△	×	×	×	○	○	○
62		堤岩戸	△	○	×	×	○	○	○
63		神瀬一区	△	○	×	×	○	○	○
64		神瀬二区	△	○	×	×	○	○	○
65	17区	木屋角	×	○	×	×	○	○	○
66		上原	×	×	×	×	○	○	○
67		松野	×	×	×	×	○	○	○
68	18区	四蔵	×	×	×	×	×	×	×
69		永椎	×	×	×	×	×	×	×
70		日当	×	×	×	×	×	×	×
71		大岩	×	×	×	×	×	×	×
72	19区	飯瀬	×	○	×	×	○	○	×
73		伊高瀬	×	○	×	×	○	○	×
74		上部	×	○	×	×	×	×	×
75		多武除	×	×	×	×	×	×	×
76		楮木	×	×	×	×	×	×	×
77	20区	川島	×	×	×	×	×	×	×
78	21区	大瀬	△	×	×	×	×	×	×

2. 道路の復旧状況について(国道、県道)				
番号	道路種別	番号	名称	道路状況等
1	国道	219号	国道219号線	馬場地区、大瀬地区通行止、神瀬以北は通行不可
1	県道	15号	人吉水俣線	一勝地～黒白まで通行可能
2	県道	263号	高沢一勝地線	全線通行不可
3	県道	304号	一勝地神瀬線	一勝地～淋地区まで通行可
4	県道	325号	遠原渡線	毎床～俣口間通行不可

り災証明書発行に伴う住家被害認定調査および申請書の受付を7月16日から開始します

■「り災証明書」とは

被災者の生活に対するさまざまな支援を受ける際に必要となる重要なもので、住家（居住のために使っている建物）の被害程度を示す証明書です。

調査員が家屋被害状況について現地調査を行い、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の5段階で判定します。※家財道具や納屋、倉庫、車庫、門、塀などは対象になりません。

■住家被害認定調査

り災証明書発行に伴う調査は、住家被害認定調査です。順次、調査できるところから行っていきますが、申請書受付から証明書発行までに約1カ月程度かかる見込みです。なお、調査区域によっては、調査が困難なところもありますので、1カ月以上かかることも考えられます。ご了承ください。り災証明書は、原則として、1世帯1枚の発行になります。

■申請書受付場所

- ・球磨村役場
- ・球磨村総合運動公園さくらドーム
- ・人吉第一中学校避難所
- ・旧多良木高校避難所

■申請書受付時間

7月16日 午後1時 ～ 午後5時まで
7月17日以降 午前9時 ～ 午後5時まで

■申請時に必要な書類

①り災証明申請書（申請書は、各受付場所にあります。村のホームページからもダウンロードできます）②被災状況が分かる写真（家屋の全景写真（周囲四面）、浸水した深さがわかる写真、被害箇所の写真）③印鑑【印鑑がない場合は拇印（ぼいん）】④本人確認ができるもの（運転免許証など）※代理人（同居の親族以外の人）が申請する場合は、委任状が必要です。

※現在、村内での郵便の集配業務が行われていません。申請書の郵送での受付、り災証明書の郵送での交付ができませんので、申請書の受付と証明書の発行は各受付場所の窓口のみとなります。

問い合わせ 球磨村役場 0966(32)1111

災害ごみの搬入について

仮置き場 山江村ふれあいパークみのぼる

搬入日 7月15日水曜日9時から16時まで

※15日以降は場内整理のため搬入できません。

搬入日は決まり次第お知らせします。

搬入できるもの：木くず、畳、家電製品、冷蔵庫（中の食品は除く）、家具類、ソファ、マット、毛布、衣類、プラスチックなどの可燃物、ガラス、陶磁器・金属くず（スチールラック、パイプ椅子、金属を使った家具など）

※生ごみ・家庭ごみなどは搬入できません。災害廃棄物はまた分別することで仮置き場の滞在時間が短くなり、待ち時間の短縮や交通渋滞の解消、ひいては最終的な処理期間の短縮が図られます。ご協力をお願いします。